新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、以来4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、 過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたとこ ろである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理 の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河 川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する ふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自 然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止 などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援の充実・強化をし、住民の暮らしを支えていく政策の確立・推進をすることが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き過疎地域に対して総合的な過疎対策の充実・強化をすることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

岩国市議会